国立国会図書館　タイトル『宣旨』 請求記号 842-131

宣旨

842
131

国立国会図書館　タイトル『宣旨』 請求記号 842-131

842
131

国立国会図書館　タイトル『宣旨』 請求記号 842-131

国立国会図書館　タイトル『宣旨』 請求記号 842-131

中務二代龍衣相府位萬方熙化風
導臺筋忠和竟猛勇儕宜加榮
級用誇英雄可依前件主者施行

元和元年三月九日

国立国会図書館　タイトル『宣旨』　請求記号 842-131

中務二代龍袞相府位萬方熙仁風
導臺鼎悉和竟猛勇儕宜加榮
級用誇英雄可旅前件主者施行

元和九年七月廿七日

宣旨
中務卿

從四位下行中務少輔兼大和守藤原朝臣親病術孝亮
正五位下行中務少輔兼安房守藤原朝臣泰重 奉行

正二位行權大納言臣公廣
正二位行權大納言臣實條
正二位行權大納言臣資龍
正二位行權大納言臣資勝
正二位行權大納言臣光廣
正二位行權大納言臣勧光
正二位行權大納言臣公益
從二位行權大納言臣言季
權大納言正三位兼行右近衛大將臣教平
權大納言正二位臣忠家
從二位行權中納言臣齊清
從二位行權中納言臣[illegible]

国立国会図書館　タイトル『宣旨』 請求記号 842-131

正二位行權大納言臣公益
從二位行權大納言臣高季
權大納言正三位兼行右近衛大將臣教平
權大納言正三位臣忠家
從二位行權中納言臣清濟
從二位行權中納言臣本継
從二位行權中納言臣高衡
從二位行權中納言臣實頼
從二位行權中納言臣共房
從二位行權中納言臣光慶
從二位行權中納言臣通村
從二位行權中納言臣實秀
正三位行權中納言臣兼賢
權中納言從三位臣定好寄書
權中納言從三位
制書如右請奉
制可外施行權書
元和九年七月七日
制可
月日 勅使左少將歸京頭兼大外記造酒助教中原朝臣
左中將光賢

源朝臣乗展

右可従五位下

中務丞節兵欄宣勤羽衛

精誠無懈夙夜在公宜授

榮爵用旌寵章可依前件

主者施行

寳暦十二年十二月十八日

一品行中務卿職仁親王 宣

正四位下行中務大輔藤原朝臣國榮 奉

従四位下行中務少輔藤原朝臣兼敦 行

正二位行權大納言臣兼胤

正二位行權大納言臣頼要

従二位行權大納言臣長淵

従二位行權大納言臣實榮

従二位行權大納言臣輔忠

国立国会図書館　タイトル『宣旨』　請求記号 842-131

従二位行権大納言臣　輔忠
従二位行権大納言臣　實榮
権大納言正三位臣　惟重
権大納言正三位臣　頼言
従二位行権中納言臣　時行
従二位行権中納言臣　有美
従二位行権中納言臣　公亨
従二位行権中納言臣　宗城
正三位行権中納言臣　隆前
正三位行権中納言臣　益房
権中納言従三位臣　愛親
権中納言従三位臣　韶房等言
制書如右請奉
制所外弛行謹言
寶暦十二年十二月十八日
制可
月日辰時従五位上行掃部頭造酒正中原朝臣　師資

制可

月日辰時従五位上行兼掃部頭造酒正中原朝臣師資

右中辨光豫

攝政従一位朝臣

太政大臣 闕

従一位行左大臣朝臣

右大臣正二位兼行左近衛大將朝臣

内大臣正二位兼行右近衛大將朝臣

兵部卿 闕

従四位下行兵部大輔智通

従三位行右大辨在家

告従五位下源朝臣乘展奉

制書如右符到奉行

従五位上行兵部少輔定治 大録

少録

少録

寶暦十二年十二月十八日

藤原朝臣正脩

右可從五位下

中務表節兵欄宣勤羽衛

精誠無懈夙夜在公宜授

榮爵用旌寵章可依前件

主者施行

寛政五年四月二十八日

二品行中務卿織仁親王宣

正四位下行中務大輔藤原朝臣和資奉

從四位下行中務少輔藤原朝臣仍孝行

正二位行權大納言兼右近衛大將藤原朝臣實起

正二位行權大納言藤原朝臣愛徳

正二位行權大納言藤原朝臣輝久

正二位行權大納言藤原朝臣前秀

正二位行權大納言藤原朝臣忠尹

国立国会図書館　タイトル『宣旨』　請求記号 842-131

正二位行権大納言藤原朝臣久我

正二位行権大納言藤原朝臣前秀

正二位行権大納言藤原朝臣忠尹

正二位行権大納言藤原朝臣篤長

従二位行権大納言藤原朝臣廷季

従二位行権大納言藤原朝臣公聰

正二位行権中納言藤原朝臣資矩

従二位行権中納言藤原朝臣有庸

従二位行権中納言藤原朝臣重嗣

従二位行権中納言藤原朝臣雅威

従二位行権中納言藤原朝臣公修

従二位行権中納言兼左衛門督藤原朝臣頼熙

正三位行権中納言藤原朝臣俊親

正三位行権中納言藤原朝臣廣通等言

正三位行権中納言藤原朝臣[illegible]

権中納言従三位兼行右近衛権中将藤原朝臣[illegible]

制書如右請奉

制附外施行謹言

寛政五年四月二十八日

制可

月日辰時 正五位下行大外記兼助教中原朝臣師資

制可

月日宸時 従五位下行大外記兼助教中原朝臣師資

右中辯均光

關白従一位朝臣

太政大臣 關

左大臣正二位朝臣

右大臣正二位朝臣

内大臣正二位兼行左近衛大将月日宸時

二品行兵部卿邦頼親王

正五位下行兵部大輔行福

参議従三位兼行右大辯良顯

告従五位下藤原朝臣正脩奉

制書如右符到奉行

従三位下行兵部卿兼行河守則有

大録

少録

少録

少録

寛政五年四月二十八日

上卿

園中納言

寛政五年三月十日宣

從五位下賀道

宜任和泉守

寛政五年四月二十八日

廿錄

廿錄

842
131

国立国会図書館　タイトル『宣旨』　請求記号 842-131

宣旨

従五位下藤原朝臣正行

宜任和泉守

藏人左衛門尉頼壽奉

国立国会図書館　タイトル『宣旨』　請求記号 842-131

国立国会図書館　タイトル『宣旨』 請求記号 842-131

紙背

口宣案

国立国会図書館　タイトル『宣旨』 請求記号 842-131

紙背

藤原朝臣正行

右可従五位下

中務表節兵欄宣勤羽衛
精誠無懈夙夜在公宜授
榮爵用旌寵章可依前件
主者施行

天保十三年十二月五日

二品行中務卿韶仁親王　宣
正五位下行中務大輔兼式部權少輔藤原朝臣隨資　奉
正五位下行務少輔藤原朝臣隨資　行
正二位行權大納言兼右近衛大將臣家厚
正二位行權大納言臣輝弘
正二位行權大納言臣實堅
正二位行權大納言臣基豐
正二位行權大納言臣實萬
正二位行權大納言兼左近衛大將春宮大夫臣通知
輔熙

国立国会図書館　タイトル『宣旨』　請求記号 842-131

正二位行権大納言臣　通知
正二位行権大納言兼左近衛大將春宮大夫臣　輔熙
正二位行権大納言臣　實揖
正二位行権大納言臣　忠香
正二位行権大納言臣　光成
正二位行権中納言臣　建通
正二位行権中納言兼春宮權大夫臣　言知
正二位行権中納言臣　隆生
正二位行権中納言臣　顯孝
正二位行権中納言臣　隆光
正二位行権中納言臣　為脩
従二位行権中納言臣　實久
正三位行権中納言臣　公遂
正三位行権中納言兼左近衛権中將臣幸經等言
制書如右請奉
制附外施行謹言
天保十三年十二月五日
制可
月日辰時當直行外記兼掃部頭助教中原朝臣師德
右中辨俊堯

天保十三年十二月五日

制可

月日辰時蔵人正行奈記兼掃部頭助教中原朝臣師德

右中辨俊克

關白太政大臣従一位朝臣

従一位行左大臣朝臣

従一位行右大臣朝臣

従一位行内大臣兼東宮傅

兵部卿 闕

従四位上行兵部大輔定德

正三位行右大辨兼勘解由長官聰長

告従五位下藤原朝臣正行奉

制書如右符到奉行

従四位下行兵部少輔兼因幡守嘉純

大録氏萬

少録

少録

天保十三年十二月五日

従四位行兵部少輔兼因幡守嘉純

大録氏萬

少録

少録

天保十三年十二月吾

国立国会図書館　タイトル『宣旨』 請求記号 842-131